

# 鳥取市告示第405号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第2項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和7年11月11日

鳥取市長 深澤義彦

## 1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	富吉自治会
区 域	鳥取市気高町富吉26番地、27番地、80番地から 85番地、89番地2、130番地、169番地から 225番地、389番地2までの区域
主たる事務所	鳥取市気高町富吉81番2

## 2 申請不動産に関する事項

### 建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

### 土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	95 m <sup>2</sup>	鳥取市気高町富吉字前田81番2

## 3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所 別紙のとおり

## 4 異議を述べることができる期間

令和7年11月11日から令和8年2月11日まで

## 5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

## 6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

## 別紙

氏名又は名称	住 所	共有持分
村上治吉	気高郡気高町大字富吉 2 6 番地	26 分の 1
山根善知	気高郡気高町大字富吉 2 7 番地	26 分の 1
吉田宏	気高郡気高町大字富吉 8 0 番地	26 分の 1
阪田泰藏	気高郡気高町大字富吉 8 2 番地	26 分の 1
吉村哲夫	気高郡気高町大字富吉 8 3 番地	26 分の 1
吉田義夫	気高郡気高町大字富吉 8 5 番地	26 分の 1
村上道雄	気高郡気高町大字富吉 1 3 0 番地	26 分の 1
田中正義	気高郡気高町大字富吉 1 6 9 番地	26 分の 1
谷口信義	気高郡気高町大字富吉 1 7 0 番地	26 分の 1
吉田治雄	気高郡気高町大字富吉 1 7 1 番地	26 分の 1
吉田順一	気高郡気高町大字富吉 1 7 2 番地	26 分の 1
佃輝宣	気高郡気高町大字富吉 1 7 3 番地	26 分の 1
佃則夫	気高郡気高町大字富吉 1 7 3 番地	26 分の 1
田中直太郎	気高郡気高町大字富吉 1 7 0 番地	26 分の 1
手崎清武	気高郡気高町大字富吉 1 7 7 番地	26 分の 1
森本信一	気高郡気高町大字富吉 1 8 4 番地	26 分の 1
村上壽男	気高郡気高町大字富吉 2 0 2 番地	26 分の 1
山根道雄	気高郡気高町大字富吉 2 0 4 番地	26 分の 1
吉村國雄	気高郡気高町大字富吉 2 0 8 番地	26 分の 1
田中務	気高郡気高町大字富吉 2 1 0 番地 3	26 分の 1
佃広道	気高郡気高町大字富吉 2 1 0 番地、2 1 1 番地	26 分の 1
吉田廉	気高郡気高町大字富吉 2 1 6 番地	26 分の 1
村上勝雄	気高郡気高町大字富吉 2 1 8 番地	26 分の 1
岡本武志	気高郡気高町大字富吉 2 2 2 番地	26 分の 1
吉田豊	気高郡気高町大字富吉 2 2 4 番地	26 分の 1
手崎春己	気高郡気高町大字富吉 2 2 5 番地	26 分の 1